

安全



安心

JAL不当解雇撤回ニュース

No245号 2013.01.16

発行:JAL解雇撤回国民共闘事務局

連絡先:航空労組連絡会事務局

〒144-0043 大田区羽田 5-11-4

フェニックスビル内

TEL:03-3742-3251 FAX:03-5737-7819

<http://www.jalkaiikotekkai.co>

2013年 宣伝行動がスタート！！



東京地裁前で

1月9日朝8時半から、新年初の東京争議団主催の東京地方裁判所前宣伝行動が行われました。9争議団が年頭の訴えを行い、今年も連帯を確認しました。

東京争議団小関団長

解雇規制を緩和しろと言う流れを食い止めなければならない。首切り自由は許さない。不当判決を繰り返す東京地裁に対する行動も考えている。労働者の雇用と権利を守る道を切り開こう。



清田乗員原告団事務局長

地裁判決は憲法違反、労働者の権利を無視し、国際常識からも外れている。利用者・労働者・国民と司法を正し、精一杯闘う。

有楽町JALプラザ前で

お昼のひと時、恒例の有楽町 JAL プラザ前での宣伝行動には多くの支援方が駆けつけてくれました。昨年末、JAL から「宣伝行動を止めないと法的措置も検討する」との文書が届きました。まずは、私たちが再三申し入れている話し合いに応じるべきです。

倒産法より労働法が上であるべきだ！

山口乗員原告団長

更生会社における整理解雇を争う裁判は史上初であるが、働く権利は憲法で保障されているはず。物を言う労働者は邪魔と「沈まぬ太陽」以上の事をやっている。職場では3割以上の労働条件切り下げで活力があるはずがない。矛盾が噴き出している。

提訴後2年間で2600か所の労組・民主団体・街宣で訴えてきたが、まだまだ足りない。子会社潰し・雇い止め、JAL の労務政策に対して正面から勝つまで闘う



「署名させてください！」と寄ってきてくれる方も居ました。

話の内容が「940名採用」や年明け早々の「B787トラブル」に及ぶと街宣車を見上げる人が多く見受けられました。

乗員裁判:2月7日 客乗裁判:3月1日 いずれも14:30~東京地裁101号法廷